

試験調査実施計画案及び調査票案について

令和6年1月23日

総務省統計局

経済産業省大臣官房調査統計グループ



令和8年経済センサス-活動調査 試験調査の概要（案）

目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅳ期基本計画）及び令和3年経済センサス-活動調査時の実施状況を踏まえて見直しを行う調査事項、調査票及び調査事務等について実地の検証を行い、令和8年経済センサス-活動調査の実実施計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

検証事項

- 財・サービス分野の生産物分類の回答状況（新規選定品目における回答可能性の検証）
- オンライン回答の推進方策（オンライン回答を原則とする調査方法等の検証）
- 新たな調査事項、調査方法等に対応した調査書類等（生産物分類の分類表、電子調査票）

など

調査の期日

令和6年10月1日

使用する調査票の種類

- 企業票、事業所票（製造業、卸売・小売業、建設・サービス業）
- 単独事業所票（産業共通、製造業、卸売・小売業、建設・不動産業・物品賃貸業、飲食サービス業、医療・福祉業、サービス関連産業A～C）
- ※ 農業・林業・漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、政治団体・宗教は使用しない

調査の対象

1 調査員調査

約4,500事業所・・・地域別（大都市・中都市）に選定した8都道府県16市区の地域から国が指定する調査区に所在する単独事業所（一部を除く）及び新設事業所

2 直轄調査

複数事業所企業（経済構造実態調査対象を除く）

約3,000企業・・・国が指定する企業（会社、会社以外の法人）

※品目の検証は企業ヒアリングも併せて実施することにより検証

記録表の作成及び実施結果の報告

- 調査員は、進捗状況報告、調査状況等について調査員記録表を作成
- 都道府県及び市区職員は、調査票の配布・収集等に関する課題等を把握するとともに、その状況に関係者記録表に記録
- 直轄調査受託事業者は、調査終了後業務に関する結果を取りまとめた報告書を作成

経済センサス-活動調査 試験調査 調査票一覧 (案)

○試験調査で使用する調査票は水色部分

経済センサス-活動調査 試験調査 調査票一覧

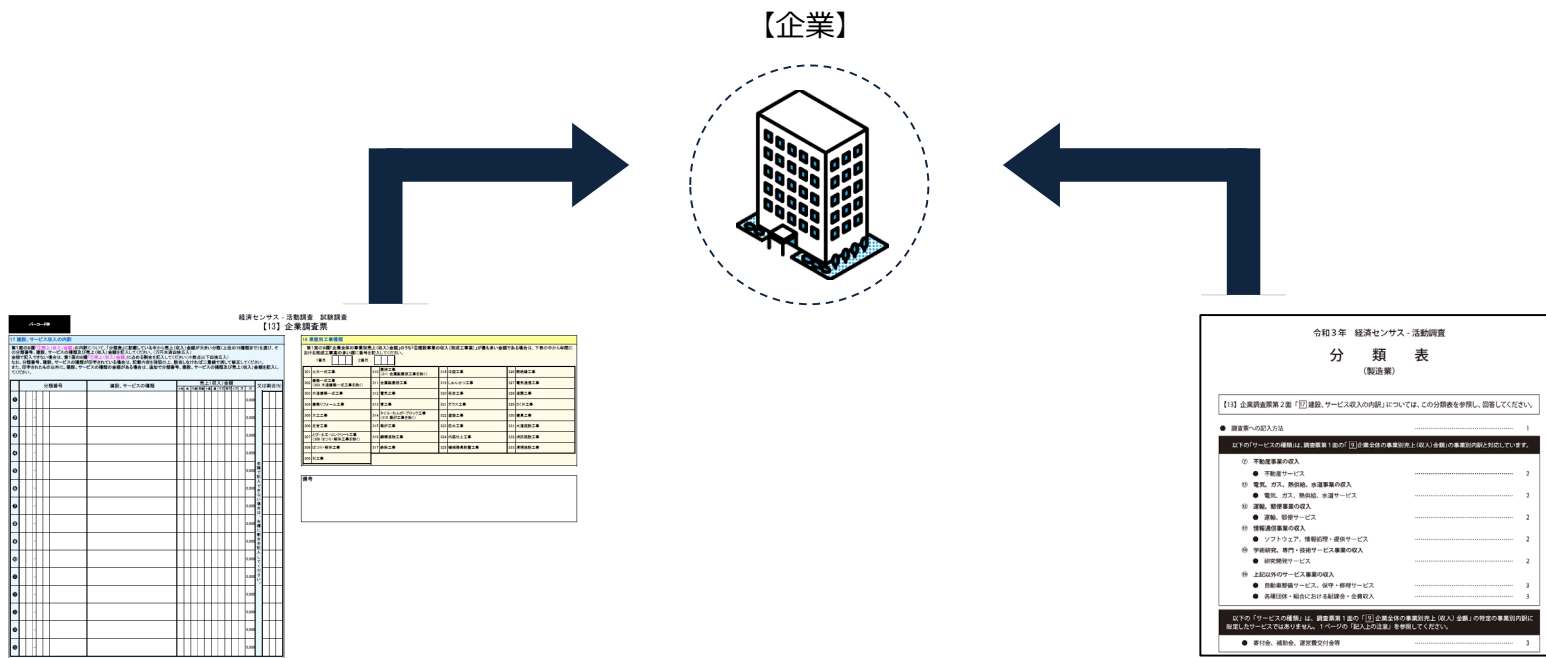
産業分類		単独事業所及び新設事業所の調査		複数事業所を有する企業の調査		
		法人以外	法人	企業	事業所	
A	農業、林業	01 産業共通	02 農業、林業、漁業	13 企業	15 農業、林業、漁業	
B	漁業					
C	鉱業、採石業、砂利採取業		03 鉱業、採石業、砂利採取業			16 鉱業、採石業、砂利採取業
E	製造業		04 製造業			17 製造業
I	卸売業、小売業		05 卸売業、小売業			18 卸売業、小売業
D	建設業		06 建設業、不動産業、物品賃貸業			19 建設業、サービス業
K	不動産業、物品賃貸業					
M2	宿泊業、飲食サービス業(飲食サービス業)		07 飲食サービス業			
P	医療、福祉		08 医療、福祉			
F	電気・ガス・熱供給・水道業					
H	運輸業、郵便業		09 サービス関連産業A			
J	金融業、保険業					
Q1	複合サービス事業(郵便局)					
M1	宿泊業、飲食サービス業(宿泊業)					
N	生活関連サービス業、娯楽業		サービス関連産業B			
O	教育、学習支援業					
G	情報通信業		10 ・ 11			
L	学術研究、専門・技術サービス業		サービス関連産業C			
Q2	複合サービス事業(協同組合)					
R2	サービス業(政治団体、宗教を除く)					
R1	サービス業(政治団体、宗教)	12 政治団体、宗教	14 団体(政治団体、宗教)	20 事業所(政治団体、宗教)		
新設	産業共通、本・支共通	1 産業共通				

※「外国の会社」及び「法人でない団体」は試験調査の対象外とする。

(1) 品目のプレプリント（企業調査票）

○変更案の内容（第1回研究会資料で提示済み）

- 経済構造実態調査での対応を踏まえて、企業調査票については全て過去調査結果等をプレプリントを行った上で、「建設、サービス品目」全てを措置した分類表を配布



過去結果がプレプリントされた企業調査票

「建設、サービス品目」全てを措置した分類表

調査票の変更案について

(1) 品目のプレプリント (企業調査票)

○プレプリントのイメージ

①過去の調査結果等をプレプリントして配布

※本資料では便宜上赤字で記載

②プレプリントしている品目から修正がある場合は二重線で消して修正

③プレプリントしている品目以外に追加がある場合は記入

17 建設、サービス収入の内訳

第1面の8欄「①売上(収入)金額」の内訳について、「分類表」に記載している中から売上(収入)金額が大きい分類(上位の15種類まで)を選び、その分類番号、建設、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の8欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください(小数点以下四捨五入)
なお、分類番号、建設、サービスの種類が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消して修正してください。
また、印字されたもの以外に、建設、サービスの種類の金額がある場合は、追加で分類番号、建設、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。

No.	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額										又は割合(%)		
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		円	
①	06-07	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事)													0.000
②	06-01	土木工事(元請工事)													0.000
③	06-03	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・新築)													0.000
④	07-09	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)													0.000
⑤	18-43 18-48	機械設計サービス 機械設計サービス													0.000
⑥		18-53 環状計量証明サービス													0.000
⑦															0.000
⑧															0.000
⑨															0.000
⑩															0.000
⑪															0.000
⑫															0.000
⑬															0.000
⑭															0.000
⑮															0.000

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

調査票の変更案について

(2) その他 (①サービス関連産業Bとサービス関連産業Cの調査票の統合)

バーコード枠

経済センサス・活動調査 試験調査
【10】調査票(サービス関連産業B)
【11】調査票(サービス関連産業C)
令和6年10月1日 総務省・経済産業省

一般統計調査

この調査票は、統計法に基づき一般統計調査です。
調査の趣旨には同意を求められているので、おのれを正しく記入してください。
この調査票は、統計法に基づき、調査目的に限定してのみ使用されます。調査結果は、インターネット上で公開された情報は、個人を識別するものではありません。
【調査票の記入のしかた】を多読して記入してください。

フリガナ
記入者氏名
電話番号

市区町村コード 市区区番号 事業所番号

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

1 単独事業所 2 本所・本社・本店 3 支所・支社・支店

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数

(3) 企業全体の主な事業の内容

(4) 本所の正式名称・所在地

(変更案)

- ◆ 次回調査では旧特定サービス産業実態調査項目を廃止する予定であるため、サービスBとサービスCの調査票を統合。
 - ◆ 該当する調査票の「」欄に「」でプレプリントすることでBとCを判別し、分類表を配り分ける。
- ⇒ 試験調査において審査事務等の観点から検証

5 この事業所の主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

(2) 生産品、取扱商品又は営業種目

6 経営組織

7 法人番号

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

11 事業別売上(収入)金額

12 設備投資の有無及び取得額

13 自家用自動車の保有台数

14 土地・建物の所有の有無

15 資本比率の種別及び外国資本比率

16 決算月

調査票の変更案について

(2) その他 (2) 「この場所での事業所の開設時期」欄の変更

バーコード枠

経済センサス活動調査 試験調査
 [01] 調査票 (産業共通)
 令和6年10月1日 総務省・経済産業省

一般統計調査

この調査票は、統計法に基づく一般統計調査です。
 一般の設置にはお金をかけていますので、ありのままを記入してください。
 この調査票は、統計的に正確な数値を、概算調査に代わるものとして作成されています。
 インターネット上で回答いただいた場合は、別にお届けしたインターネット利用ガイドに「ご注意」をご覧ください。
 「調査票の記入のしかた」を参照してください。

フリガナ
 記入者氏名
 部署名
 電話番号 () - (内線:)

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 * 区分

1 名称及び電話番号
 ● 印字されている場合、変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
 ● 法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
 ● この事業所が支所・支店である場合は、法人名と事業所名(店舗名等)を記入してください。
 ● 屋号と通称がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ
 正式名称
 通称名
 電話番号(代表) () - ()

2 所在地
 ● 印字されている場合、変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
 ● 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所を記入してください。
 ● この事業所の境内にある場合は、その事業所の名称をビル・マンション名等「欄」に記入してください。

郵便番号
 都道府県名
 市区町村名
 町丁・番地・号
 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

3 この場所での事業所の開設時期
 ● 〇囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を〇で囲んでください。

平成27年以前	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年

4 この事業所の従業者数
 ● 10月1日現在の従業者数を記入してください。

(1) この事業所に所属する従業者数			(2) 受入者		
① 個人業主 個人経営の事業主を この事業所を 営んでいる人	② 個人経営の 事業主の家族 や資金を受け 持っている人	③ 有給役員 以外で役員 報酬を得て いる人	④ 常用雇員 期間を定め ずに雇用して いる人(パート 制も含む)	⑤ 有期雇員 (1か月以上)	⑥ 有期雇員 (1か月未満、 日な雇用)
合計			⑦ 合計	⑧ 送出者 ⑦合計のうち、別経営 の事業所へ 出向又は派遣 している人	⑨ 派遣 業者

3 この場所での事業所の開設時期
 ● 〇囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を〇で囲んでください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年

(3) 事業の業種
 ● 上記1で記入した主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業種を調査票の記入のしかた「欄」ページに掲載されている「業種コード」から記入してください。

6 経営組織
 ● 経営組織の〇囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。〇囲みの印字がない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。
 ● 会社以外の法人、財団・社団法人、学校、宗教、慈善法人、同好会、任意組合等
 ● 法人でない団体、法人名のない労働組合、後援会、協賛会等
 ● 「法人でない団体」を事業所とした場合、組織図の記入については、「記入のしかた」ページを参照してください。

7 法人番号
 ● 指定されている法人番号(3桁)を記入してください。
 ● 「法人でない団体」を事業所とした場合、組織図の記入については、「記入のしかた」ページを参照してください。
 ● 「法人番号指定調査票又は組織図ウェブページ」(関係庁長官事務官の受取窓口)により確認できます。

個人経営
 株式会社
 有限会社
 合名会社
 合資会社
 合同会社
 会社以外の法人
 外国の会社
 法人でない団体

8欄にお進みください。 7欄のみ記入してください。

法人(外国の会社を除く)
 法人番号なし

調査票

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別
 ● 〇囲みの印字がない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。〇囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
 ● フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部と別として独立した組織となっても、FC本部の支所とはなりません。

1 単独事業所
 2 本所・本社・本店
 3 支所・支社・支店

(2) 企業全体の常用雇員数及び支所数
 ● 常用雇員とは、無期雇員と有期雇員(1か月以上)の合計数です。
 ● 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる倉庫なども含みます。

(3) 企業全体の主な事業の内容
 ● 調査票の記入のしかた「欄」ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

(4) 本所の正式名称・所在地等
 ● 法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
 ● 屋号など通称がある場合は「通称名」欄に記入してください。

国内 (現地法人を除く)
 海外

支所数
 事業所
 事業所

主な事業の内容
 生産品、取扱商品又は営業項目
 ①
 ②
 ③

1 税込み 2 税抜き

10 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目
 ● 令和5年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額について記入してください。記載期間が不明な場合は、令和5年を多く含む決算期間について記入してください。(万円未満四捨五入)
 ● 金融業、保険業の会社については、「調査票の記入のしかた」ページを参照してください。
 ● ④欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 ①売上(収入)金額: 経営費用を記入
 ②費用総額: 経営費用を記入
 ③売上(収入)金額: 経営費用を記入
 ④売上(収入)金額: 経営費用を記入
 ● ④欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合、①売上(収入)金額は、この事業所の売上(収入)金額を記入してください。
 ● 固定資産上の取引(増減)については、記入欄の注記を参照してください。

個人経営	個人経営以外の収入										個人経営以外の費用																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
① 売上(収入)金額	② 費用総額(売上原価)	③ うち売上原価	④ 給与総額	⑤ 地代家賃	⑥ 減価償却費	⑦ 租税公課	⑧ 売上(収入)金額	⑨ 費用総額	⑩ うち売上原価	⑪ 給与総額	⑫ 地代家賃	⑬ 減価償却費	⑭ 租税公課	⑮ 売上(収入)金額	⑯ 費用総額	⑰ うち売上原価	⑱ 給与総額	⑲ 地代家賃	⑳ 減価償却費	㉑ 租税公課	㉒ 売上(収入)金額	㉓ 費用総額	㉔ うち売上原価	㉕ 給与総額	㉖ 地代家賃	㉗ 減価償却費	㉘ 租税公課	㉙ 売上(収入)金額	㉚ 費用総額	㉛ うち売上原価	㉜ 給与総額	㉝ 地代家賃	㉞ 減価償却費	㉟ 租税公課

(変更案) 13 自家用自動車等の所有台数
 ● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください。(リースで利用している車両は含めず)

(1) 貨物自動車 法人員運転のみの (2) 兼用自動車 (3) バス

14 土地・建物の所有の有無
 ● それぞれ該当する番号を〇で囲んでください。
 ● 所有権、占有権、管理権を有する土地、建物はありません。

(1) 資本又は出資金、基金の額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。

◆過去2回の調査分(平成28年、令和3年)を各年単位とする。(本調査では「令和7年」、「令和8年」の選択肢を追加)

調査票の変更案について

(2) その他(「事業の業態」、「管理・補助的業務か否か」欄の追加)

バーコード枠

経済センサス - 活動調査 試験調査 一般統計調査

【19】事業所調査票(建設業、サービス業)

令和6年10月1日
総務省・経済産業省

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。
 ・秘密の保護には万全を期していますが、ありのままを記入してください。
 ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
 ・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
 ・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	整理番号						
フリガナ	正式名称	通称名	電話番号(代表)	()						
郵便番号	都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)						
1	2	3	4	5						
平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年						
以前				令和元年						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
以前										

区分	① 個人業主 個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 個人経営以外で役員を兼ねている人	④ 無期雇用者 期間を定めずに雇用している人(定年制も含む)	⑤ 有期雇用者 1か月以上、1か月未満、日々雇用	⑥ 有期雇用者 1か月未満、日々雇用	⑦ 合計 ①～⑥の合計	⑧ 送出处 ⑦合計のうち、別経営の事業所に外出又は派遣している人	⑨ ①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人	⑩ ⑨の出身
	(1)この事業所に所属する従業員数							(2)受入者		

事業の業態	製造品の出荷・加工	① 主に製造して出荷又は卸売	② 主に製造して通信販売・ネット販売等で小売	③ 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工	④ 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を販売	⑤ 主に他企業の事業所(下請先も含む)で生産・加工した物品を販売	⑥ 主に製造してその場所で小売	⑦ 主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で販売	⑧ 主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売	⑨ 主に調理済みの料理品を販売	⑩ 主に顧客の注文で調理する料理品を提供(配達を含む)	⑪ 土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上	⑫ 建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上	⑬ 土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満
	卸 売													
	小 売													
	飲食サービス													
	建 設													

(4) 管理・補助的業務か否か

「調査票の記入のしかた」○ページを参照し、この事業所がもたら管理・補助的業務を行っている場合は、右の口にチェックをしてください。
 ※管理・補助的業務: 支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

(変更案)

◆産業格付事務の円滑化のため、

- ・「(3) 事業の業態」欄を追加
- ・「(4) 管理・補助的業務か否か」欄を追加
- ※(4)については、事業所票すべてに措置

5 この事業所の主な事業の内容		【調査票の記入のしかた】を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。
(1) 主な事業の内容	● この事業所で行っている事業のうち過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ● 左記(1)の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。
(3) 事業の業態	● 上記(1)で記入した主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を右表から選択し、番号を○で囲んでください。	番号 事業の業態 1 主に製造して出荷又は卸売 2 主に製造して通信販売・ネット販売等で小売 3 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工 4 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を販売 5 主に他企業の事業所(下請先も含む)で生産・加工した物品を販売 6 主に製造してその場所で小売 7 主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で販売 8 主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売 9 主に調理済みの料理品を販売 10 主に顧客の注文で調理する料理品を提供(配達を含む) 11 土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上 12 建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上 13 土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満
(4) 管理・補助的業務か否か	「調査票の記入のしかた」○ページを参照し、この事業所がもたら管理・補助的業務を行っている場合は、右の口にチェックをしてください。 ※管理・補助的業務: 支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等	<input type="checkbox"/>
6 本所等の別	● 本所等の別の○箇所の内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○箇所の印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。 一つの企業、団体が「本所・本社・本店」は一つだけです。	1 本所・本社・本店 2 支所・支社・支店 経営全体を統括している事業所
7 事業所の売上(収入)金額	● 令和5年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間について記入してください。)(万円未満四捨五入)	売上(収入)金額
8 相手先別収入割合	● ①(売上(収入)金額)について、収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	収入を得た相手先 ①個人(一般消費者) ②個人以外 合計 収入割合(%)
備考		

調査票の変更案について

(2) その他 (2) 「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加

バーコード枠

経済センサス - 活動調査 試験調査
【18】事業所調査票(卸売業、小売業)

9 年間商品販売額等
● 令和5年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本文店間移動の割合、国外販売(直接輸出)の割合及び販売商品に関する修理料収入について記入してください。
● 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の8欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

(1)年間商品販売額
第1面の8欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表』の中から、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。ただし、代理・仲立手数料は、「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	分類表の商品名	販売金額(年間)				又は割合(%)
		卸	小	共	計	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	

10~14欄については、第1面の8欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

10 小売販売額の商品販売形態別割合 第1面の8欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売(インターネット販売のみ)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
						100%

・ ご利用による販売は、「店頭販売」に含めます。
・ 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

11 セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で囲んでください。

1 セルフサービス方式を採用している(売場面積の50%以上)
2 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など

12 売場面積 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。単位は、平方メートル(1坪=3.306換算)で記入してください。(小数点以下四捨五入)

14 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

1 コンビニエンスストア	2 ドラッグストア	3 ホームセンター	4 均一価格店
--------------	-----------	-----------	---------

(変更案)

◆日本標準産業分類の改訂で新設された分類「均一価格店」を正確に把握するために、「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加

(参考)均一価格店の定義

均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた

各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう (出所：日本標準産業分類 令和5年6月改定より)

1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)
 <開店時刻> 1 年前 時 分 ~ 2 年後 時 分
 <閉店時刻> 1 年前 時 分 ~ 2 年後 時 分
 【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】
 <開店時刻> 1 年前 10 時 30 分 ~ 2 年後 0 時 30 分
 <閉店時刻> 1 年前 0 時 30 分 ~ 2 年後 0 時 30 分

2 終日営業(24時間営業)

・ 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
 ・ 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
 ・ 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください

14 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

1 コンビニエンスストア	2 ドラッグストア	3 ホームセンター	4 均一価格店
--------------	-----------	-----------	---------

(参考) 現在の均一価格店の調査状況

- どの事業所（個店）がどの産業分類に格付けされるかは、調査票上の「品目別販売額」、「セルフの有無」、「売場面積」、「営業時間」、「店舗形態」等の記入値をみて判断
- 現在の格付け方法は、主に「品目別販売額」の多寡によって産業分類を格付けている。

○現行の格付け方法の課題

→現行では上記の格付け方法に基づいて、「均一価格店」と思われる個店の多くは、多い順に以下のとおり格付けられている。

1. 5793_洋品雑貨・小間物小売業
2. 6099_他に分類されないその他の小売業
3. 6091_ホームセンター（注）
4. 6021_金物小売業
5. 6022_荒物小売業
6. 5893_飲料小売業

（注）ホームセンターとは
家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所（R3センサス-活動調査 記入の手引きより）



上記のような「品目別販売額」の多寡を基本とする格付け方法では、同じ均一価格店であるにもかかわらず、産業がバラバラに格付けられてしまう